

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 未成年の会社役員

**Q** : 株式会社を設立することになりました。取締役には、未成年の息子も加えたいのですが、何か問題がありますか。

**A** : 法律的には問題ありませんが、実際問題として妥当かどうかは疑問があります。

#### 【解説】

未成年者が株式会社の取締役になれるかどうかについて、商法には直接ふれている規定はありません。しかし、未成年者が会社の無限責任社員となることを認めていますし、昭和56年の商法改正で新たに設けられた取締役の欠格事由として、①禁治産者、準禁治産者、②破産の宣告を受けて復権していない者、③商法、商法の特例に関する法律、有限会社法で定める罪を犯し刑に処せられ、その執行の終わった日から2年を経過していない者、④③以外の罪により禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者（執行猶予中の者は除きます）をあげ、未成年者は除かれています。

また、民法では未成年者は行為能力を制限されていますが、親権者や後見人から営業許可を得れば、その営業に関しては未成年者は成年者と同一の能力を有するとされています。

このように、未成年者を取締役とすることは、法律的には可能といえます。しかし、民法で行為無能力者とされている未成年者に、会社の経営を行う重要なポストである取締役がつとまるかどうか、実際問題としては疑問がありますし、未成年者といっても、20才未満の者すべてを指すのですから、年令によっても大きな差があります。

